



若杉冽著『東京ブラックアウト』（講談社、2014 年刊）

2015 年 11 月 15 日(日)14 時～17 時、於 船橋市

## 【 論 点 】

### (1) 政治家の実態と問題点

「政治家の顔を“電力モンスター・システム”の札束で引っ叩き、覚醒させた政治家の意向で官僚をひれ伏せさせる。」(P-102)

「本当の保守というのは、原発の再稼働にこだわったり、経済成長を追い求めたり、ということではなくて、わが国の美しい国土や伝統文化を守る、ということではないですかね。」(P-141)

「地方議員にも首長にも、エネルギー政策に影響を与えるようなツールがないことは事実である。しかし本当は、地域の住民にエネルギー選択権を与えず、地方自治体の関与を認めない国のエネルギー関係の法律の、その規定自体がおかしいのである。地域のことは地域で決めるという地方分権の理念が正しいのであれば、地域で消費するエネルギーは、地域で決められるはずだ。日本人は、与えられたルールを疑うよりも、与えられたルールの範囲内で考える性癖があるといえよう。」(P-173)

「“中長期的脱原発派”は、多かれ少なかれ電力マネーの毒饅頭<sup>どくまんじゅう</sup>を食った連中である。」(P-174)

「(県知事選での)与野党相乗りは、利権の分配構造にメスを入れられたくない既得権者の守護神である保守党(自民党)系と、地方公務員労働組合によって安定的で恵まれた給与等の労働条件を維持したい民自党(民主党)系との、談合の産物であった。地方行政を変革や改革から無縁のものとし、安定した県政運営をもたらす絶好の手法なのである。」(P-175)

「原発の再稼働には多くのプレイヤーが関係する。…(中略)… 予定調和的な世界の中で …(中略)… 避難計画が本当に機能するのとか、原子炉等規制法の審査が真に世界最高水準の安全性を担保するのとかといった本質論に、いちプレイヤーに過ぎない首長が迫ること自体、シナリオとしてあってはならないことだった。…(中略)… 約束事を守っていれば、電源立地交付金も、新幹線も、高速道路も、すべて原発の地元自治体にやってくる。これが日本の政治のお作法であり、守らなければならないルールである。」(P-176)

「“オリブの木”方式の綱領は、できるだけ多くの候補者が、小異を捨てて大同につくことができるよう大括りの内容にする。」(P-301)

「全く根も葉もない創作を 10 パターンくらい用意して、ヒット&アウェイで、さっさと選挙区のポストにばら撒く。あとは知らんぷりしていればいい。相手候補は警察に告発するが、捜査はまず行われなし、一気に配布するので、頒布者が捕まることもない。」(P-308)

### (2) 官僚の実態と問題点

「国の官庁の意思決定は、ふつうは下位の職制から上位の職制へとボトムアップで行われる。関係省庁間の事務方で十分に調整がなされた内容が、課長、局長、大臣へと上がっていく。こうして事前に

十分な調整がなされる結果、最終的な責任の所在は、常に曖昧である。この無責任体制は、戦時中から変わらない日本の官僚制の特徴だ。」(P-47)

「閣僚級が参加する原子力防災会議は公開されるが、その下の局長級の幹事会も、課長級の連絡会議も、その一部のコアメンバー会議も、議事は公開されないし、議事録が出回ることもない、水面下の会議である。」(P-58)

「国益だと口先では言い続けながら、経産省の利権を拡大するためにひたすら汗を流す。その流した汗の量で出世が決まり、利権の配分も決まる。…(中略)… 国益と私益の二重構造にうすうす気がつきつつも、目の前にあるカネの誘惑に負けて、再就職先を官房長からあてがってもら。退職後の天下り先での給料は、こうした利権構造を省の関係者以外には漏らさないという、いわば口止め料なのだ。…(中略)… 天下りの根絶ということで、現役官僚が天下りをあつせんすることが禁じられた。しかし現実には、官房長自身が手を汚すことはせず、官房長の意を受けた有力 OB が現役官僚に代わって、天下り先を事実上斡旋することになった。」(P-82)

「太平洋戦争に負けても、フクシマの事故を経験しても、官僚制の縦割りの弊害は直らない。」(P-140)

「役人にとっては、出世が唯一の仕事のモチベーションである。にもかかわらず、政治の言うことに従わないと出世はさせないぞという脅し、それが政治任用なのだ。」(P-169)

### (3) 電力会社の実態と問題点

「(電力会社は)当初は計画停電を実施し、「原発が動かないと電気が止まる」といって国民を脅したが、国民が真剣に省エネに取り組み、電力需要が減少すると、その脅しはすぐに使えなくなった。原発が動かなくても電気が足りてしまったからだ。次に、「原発が止まると電気代が高くなる」、「日本経済にとって深刻なマイナスだ」といって国民を脅した。しかし、保守党政権(自公政権)に交替し、異次元の金融緩和と財政出動により、日本経済は好転していた。原発の稼働停止は、日本経済にとってマイナスなのではなく、電力会社の経営にとってマイナスなだけであることは明白だった。」(P-30)

「日本電力連盟(電事連)は、いわゆる権利能力のない任意団体であり、その資産内容も資金フローも、一切公開されない。この施設(迎賓館)の存在も当然、非公開である。随意契約した取引先への水増し支払額から、預託という形で事実上のキックバックをさせて生み出した、“電力モンスター・システム”の成果の一つなのだ。」(P-80)

「覚醒剤と同じように、この“電力モンスター・システム”自体が、日本の政治システムになくはならない存在となっているのだから、一時的に原発が止まっても、復元力が働き、すべてはフクシマの事故前と同じように正常化されるはずだ。」(P-90)

「発送電分離の阻止——これは考えようによっては、原発再稼働以上に大切な命題だ。発送電分離が完全になされてしまえば、超過利潤、いわゆるレントは、送電部門にしか発生しなくなる。送電部門については、さすがに競争する会社ごとに送電線を多重投資することは効率的でない。…(中略)… 独占を制度として保障する代わりに価格規制を行い、総括原価方式、すなわち投資したら投資しただけの費用の回収が保証される仕組みが正当化される。したがって、送電部門の総括原価方式は、発送電分離を実現した後でも、法制度として維持されるだろう。」(P-104)

「核燃料サイクルがインチキだってことだけは、どうにも隠しようがない事実として広く世の中には伝わ

った。」(P-269)

#### (4) 原発事故の実態と問題点

「フクシマ事故の時だって、飯館村が汚染される前、3月15日の時点で、関東平野に高濃度の放射性プルームが到達している。葛飾区金町の浄水場が汚染され、一時的に東京の上水道の使用に制限がかけられたことを覚えているだろうか。あれは、東京に放射性プルームが到着したことを物語っている。あの時に東京に雨が降っていたならば、東京も飯館村と同じように帰還困難区域となり、住民が退避せざるを得なくなっていたはずだ。何という幸運だろうか。」(P-51)

「フクシマの沖合160キロ先でデッキに出ていた米空母の乗組員は、1ヵ月分の上限とされている線量を、1時間で浴びた。」(P-52)

「原子力発電は、最終的な放射性物質の処理・処分まで計算に入れれば、自由市場の下では国の補助金なしには立ち行かない。」(P-119)

「(原発事故は)先人から受け継いだ、この美しいわが国の国土がどうなるかという、国家の存亡にかかわる話ですよ。」(P-140)

「朝日新聞が報道した『吉田調書』が反響を呼んでいる。そこで私が注目したのは、福島第一原発所員の9割が、3月15日朝に所長の命令なく、無断で撤退したことである。この日、福島第一原発所内では毎時400ミリシーベルトが計測された。これは5時間でも致死率5%、8時間では致死率50%に相当する線量だ。」(P-143)

「ストロンチウム90は、カルシウムと組成が似ていて、骨に吸収されやすく、半減期が29年と長いため、骨や血液の癌が引き起こされる。肺癌や膀胱癌も統計的に有意に増加する。」(P-261)

#### (5) 国家リスク管理のあり方

「自衛隊法では、自衛隊ができることが限定列举のポジティブ・リスト方式になっていて、内閣総理大臣が命令しない限り自衛隊は出動できないし、内閣総理大臣が要請したとしても、その要請に従う保証はない、…(中略)… だからこそ、集団的自衛権の解釈変更を機に、自衛隊法を、各国の軍隊並みに、行ってはならない禁止事項のみを列举するネガティブ方式に変更しなくてはならないのだ。…(中略)… 平和憲法の下で“軍隊ではない”との整理の結果、通常の政府職員や警察と同じように、憲法や法律によって授權された具体的なポジティブ・リストに掲げられた行為のみを行う、とされてしまった。」(P-148)

「(原発事故などの際に)非常措置をとる権限が、国家緊急権として、諸外国の一部では憲法に明記されている。しかし、日本での場合、国家緊急権は、現行日本国憲法の下では規定されていない。災害対策基本法や、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律などで、非常事態に公共の福祉の観点から、合理的な範囲内で国民の権利を制限し、義務を課す規定が、個別に定められているだけだ。」(P-248)

「国家存亡の危機の時にこそ、本当は、政権のリーダーの<sup>かたが</sup> <sup>けいじゆう</sup>が問われるのである。放っておくと国民の生命の安全など基本的な権利が脅かされる緊急事態を前にし、平時の法体系では国民の権利が守れない場合、政府が国民に代わって、その権利を守るため緊急措置を実施する…これは、憲法に明記されていなくても、憲法に内在する国家の権利であり、義務とも考えられるのではないか。」(P-250)

## (6) 政治と市民運動などとの関係のあり方

「手先として、“電力モンスター・システム”で手なずけられ、既にその正体が世間に薄々ばれている環境系 NPO や消費者系 NPO ではダメだ。こうした NPO はたいてい、「私たちのエネルギーのリサイクル問題を考えるシンポジウム」なんかを年に 2~3 回開催し、ホームページに堂々と掲載している。もちろんカネの出所は、電力会社の表の広報予算、そして肝の<sup>きも</sup>ところは“電力モンスター・システム”だ。」(P-103)

「この国では常に、何千人もの記者を有する大新聞ではなく、数十人規模の週刊誌の編集部か、あるいは個人のフリージャーナリストが、権力の<sup>しんたん</sup>心胆を寒からしめるスクープを放つ。記者クラブ会員社の記者にとっては、大臣のスキヤンダルを追及するよりも、大臣の家族の誕生日を知ることの方が重要な仕事となっている。それを称して、「権力者の懐に入らなければ真実を得ることはできない」の法則ともいうのだろうか。」(P-163)

-----

### 【参考資料-1】読書会の既読本・候補本

- a) 矢部宏治著『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』（集英社インターナショナル、2014 年刊）<---レジメ (1)
- b) 岩本沙弓著『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』（集英社新書、2013 年刊）<---レジメ (2)
- c) 中野剛志著『TPP 亡国論』（集英社新書、2011 年刊）<---レジメ (3)
- d) 山下祐介著『地域消滅の罨——「増田レポート」と人口減少社会の正体』（ちくま新書、2014 年刊）<---レジメ (4)
- e) ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著『転換期の日本へ——「パックスル・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か』（NHK 出版新書、2014 年刊）<---レジメ (5)
- f) 若杉冽著『東京ブラックアウト』（講談社、2014 年刊）<---レジメ (6)
- g) 宇沢弘文・内橋克人著『始まっている未来』（岩波書店、2009 年刊）<---レジメ (7)
- h) 藻谷浩介・NHK 広島取材班著『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』（角川 one テーマ 21、2013 年刊）<---レジメ (8 準備中)
- i) 瀬木比呂志著『絶望の裁判所』（講談社現代新書、2014 年刊)
- j) 内田樹・他著『日本の反知性主義——犀の教室』（晶文社、2015 年刊)
- k) 宇沢弘文著『日本の教育を考える』（岩波新書、1998 年刊)
- l) 宇沢弘文著『社会的共通資本』（岩波新書、2009 年刊)
- m) 樋口陽一著『個人と国家——今なぜ立憲主義か』（集英社新書、2000 年刊)
- n) 西尾正道著『放射線健康被害の真実』（旬報社、2012 年刊）&安部司著『なにを食べたらいいの？』（新潮文庫、2014 年刊)
- o) 加藤陽子著『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』（朝日出版社、2009 年刊)
- p) 堤未果・湯浅誠著『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ！』（角川 one テーマ 21、2009 年刊)
- q) 重信メイ著『「アラブの春」の正体——欧米とメディアに踊らされた民主化革命』（角川 one テーマ 21、2012 年刊)
- r) 堀茂樹著『今だから小沢一郎と政治の話をしよう』（祥伝社、2015 年刊)
- s) 森嶋通夫著『なぜ日本は没落するか』（岩波書店、1999 年刊)
- t) エマニュエル・トッド著（堀茂樹訳）『「ドイツ帝国」が世界を破滅させる——日本人への警告』（文藝新書、2015 年刊)
- u) カレル・ヴァン・ウォルフレン・白井聡著『偽りの戦後日本』（角川学芸出版、2015 年刊)

-----